

第5期 雲南市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 平成26年10月24日(金) 13:30~14:10

2. 場 所 木次町 サンワーク木次 多目的ホール

3. 出席委員(34名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄
17番 柳原昌広	18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	29番 山本裕子	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章
36番 石橋義明	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(3名) 27番 持田明典 28番 川上蘆求 32番 小田久義
遅刻届出委員(2名) 22番 渡部満憲 30番 高島幹雄

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第30号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第32号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第33号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は32名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第4回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、6番日野一夫委員、8番高橋敬二委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>先般10月10日に島根県農業会議総会が開催され出席しました。提案された議案は全て承認されました。また、10月23日に雲南市開発公社理事会が開催され出席しました。特筆すべきことは、雲南市へ移住をされる方あるいは市内で子育て世代の方(概ね40歳を限度)に対し、市開発公社所有の分譲地の残地について支援を行うことが決定されました。市内在住の方は、坪当たり1,000円の助成が行われ、市外から入られる方に対しては坪当たり1,500円の助成が行われます。</p>
事務局	<p>次に、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書(農業用施設用地転用届)の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
23番	<p>田畑転換届出の受理についてお尋ねします。転換時期は、転換を要する期間と理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。</p>
23番	<p>受付番号149番の転換時期は、平成26年10月24日から約1年間ということになりますが、長期間が必要である理由はどういうことですか。</p>
事務局	<p>書類によりますと、面積は1,410㎡で高さは1.5m位でして、2,100㎡です。かなりの泥の量が必要となりますので1年くらいの期間を要します。</p>
23番	<p>田んぼから畑に形状を変更される理由は何ですか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	荒廃のため埋めたてをし、完了後に野菜を作付したいということです。
15番	確認委員の〇〇です。水のない所です。田畑転換届出をして畑にされます。
23番	同じく田畑転換届出の受付番号150番についてです。営農計画における栽培作物は何ですか。また、事由は、鳥獣被害により耕作が困難なためとあります。田を畑に転換すれば鳥獣被害がなくなって畑として機能するというのですか。
事務局	届出書の計画によりますと、転換後には白菜、大根、トマトなど野菜全般です。
12番	確認委員の□□です。申請人は仕事の余裕ができたこともあり、この度前側の田を畑として使いたいということです。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>次に、「議第30号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。</p>
議 長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第30農地法第2条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は211㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「昭和40年代の前半から農地として利用しておらず、現在山林化しているため」ということです。平成26年10月7日に現地調査を行っております。確認委員は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。
	「議第30号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
	よって、「議第30号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第31号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。「議第31号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。
	申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計39.71㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望による」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り200,000円で、確認は〇〇委員です。「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第25号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第31号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	次に、「議第32号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第32号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」であります。</p> <p>議案書10ページ、11ページ及び資料番号1をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書12ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△の1筆を加え、計59筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料番号1の4ページをご覧ください。承認を得ることができました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ら、平成26年10月24日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料番号1の1ページのとおり、12件から13件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました但、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第32号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第32号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第33号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第33号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑が1筆、登記簿・畑、現況・宅地が1筆、面積は合計172㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び駐車場で、墓碑1棟を建築され、駐車区画2台分を整備されます。転用理由は、「現在の墓地は遠方の山中にあり、今後の維持管理が困難であるため、申請地に移転したい」とのことです。こちらは始末書が提出されており「昭和55年から駐車場及び通路として利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は合計19.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転する」とのことです。平成26年7月2日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は9.96㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、転用理由は、「現在使用している墓地は自宅から遠い山中にあり、墓参及び維持管理が困難なため、申請地へ移転して維持管理をしたい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。</p> <p>以上、3件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
15番	<p>申請番号1番についてです。図面は11、12ページをご覧ください。今回墓地を申請されるということで確認に行きましたところ、隣地の畑を平地にして駐車場として利用しておられました。確認しましたら農地転用しておられませんでした。庭を広げようと思っても、よその土地で譲る受けができなくて仕方なく利用してきた。大変申し訳なかったとのこと。始末書付で申請されましたのでご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第33号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第33号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。「議第34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は484㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は資材置場で、型枠材・ブロック置場200.00㎡、砂置場25.00㎡を建設されます。転用理由は、「左官業を営んでいるが、現在使用している自宅周辺の資材置場が狭隘になったため、申請地を譲り受け資材置場として使用する」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当り415,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上1件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)平成27年度建議書について</p> <p>(2)平成26年度農業委員会視察研修について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員